

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

元来、個人の QOL や幸福感は極めて個別的であるが、社会の変化に伴って、国民の人生や生活の多様性や複雑性が増している。これを踏まえると、一人ひとりの生活を基点として、それぞれが多様なルートで社会に参加し、他者とつながる機会を選択することができるような環境を整備していく視点が重要となっている。そしてこのような環境整備は、様々な変化や課題に直面する地域の持続を支えることにもつながっていくと考えられる。このような観点から、厚生労働省においては、「地域共生社会」に向けた政策の具体化を進めている。

その端緒として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号。平成 29 年 6 月 2 日公布。以下「改正法」という。）において、社会福祉法が改正された。この改正では、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、各自治体においては、モデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）も活用しながら、その体制の構築を進めているところである。改正法の附則では、公布後 3 年（2020 年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

本検討会は、上記の観点を踏まえて、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、社会の変化や個々人のニーズの変化、各地域で生まれつつある実践等を踏まえ、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について検討を行うことを目的として開催するものである。

2. 検討事項

本検討会においては、次の事項について検討を行う。

- （1）次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- （2）地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能

3. 構成等

構成員は、別紙のとおりとする。

4. 検討会の運営

- （1）本検討会は、社会・援護局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （2）本検討会においては、必要に応じ、（1）の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- （3）本検討会の議事については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、公開とする。
- （4）本検討会の座長は、参集者の互選により選出し、副座長は座長の指名により選出するものとする。
- （5）本検討会の庶務は、関係部局の協力を得て、社会・援護局地域福祉課において行う。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会
構成員名簿

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長 市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
池田 洋光	高知県中土佐町長
池田 昌弘	NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長
奥山 千鶴子	NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長 認定 NPO 法人びーのびーの 理事長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会半田市障がい者相談支援 センター センター長
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事
田中 滋	埼玉県立大学 理事長 慶應義塾大学 名誉教授
知久 清志	埼玉県福祉部長
野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
原田 正樹	日本福祉大学 副学長
平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長
堀田 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
本郷谷 健次	千葉県松戸市長
宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表 社会福祉法人恵仁福祉協会高齢者総合福祉施設アザレアン さなだ 総合施設長
宮本 太郎	中央大学法学部 教授
室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

(敬称略・五十音順)